

下記の書類を送達しようとしたところ、受取人の住所又は転居先が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)第6条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に対して交付する。

令和8年6月30日

東京都板橋区長 坂本 健

記

No	事案番号	氏名
1	8板総納差第957号	小野田 天樹
2	8板総納差第1018号	BAO JUNQING 包 駿卿